

消防地第 300 号

平成 27 年 12 月 25 日

各都道府県知事 殿

(消防防災担当課、税務担当課、人事担当課、大学担当課、市町村担当課扱い)

各指定都市市長 殿

(消防防災担当課、人事担当課、大学担当課扱い)

消 防 庁 長 官

(公 印 省 略)

第 27 次消防審議会最終答申を踏まえた消防団を中核とした
地域防災力の充実強化について (依頼)

平成 25 年 12 月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号。以下「消防団等充実強化法」という。）が成立し、国及び地方公共団体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善等に関して必要な措置を講ずることが義務付けられました。

これを踏まえ、消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を立ち上げるとともに、昨年 2 月に第 27 次消防審議会に対して、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問しました。同審議会においては、消防団等充実強化法の成立を踏まえた、消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議が進められ、昨年 7 月に消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、一定の結論が得られた内容を中間答申として取りまとめられました。

そして、中間答申及びその後の議論を踏まえ、去る 12 月 22 日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」（以下「最終答申」という。）が出されました（別添参照）。

最終答申においては、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団の強化を図るとともに、地域の防災に関する多様な主体の参画などによる地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきとされました。さらに、同答申では、消防団等充実強化法の基本理念に則った国民運動の展開により地域防災の取組の輪を広げていくことが重要とされました。

最終答申等を踏まえ、各都道府県知事におかれましては別紙1の事項について、各指定都市市長におかれましては別紙2の事項について、取り組んでいただきますようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、市町村（一部事務組合等を含む。）に対して、別紙2の事項を周知していただくとともに、市町村における消防団の充実強化等に向けた取組の促進のため、積極的に助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

担当：<消防審議会最終答申に関する事項>

総務課課長補佐 橋本、事務官 高柳

TEL：03-5253-7506

<消防団等の充実強化に関する事項>

地域防災室課長補佐 猪鼻、事務官 橋本

TEL：03-5253-7561

【都道府県において取り組むべき事項】**1 事業者の消防団活動に対する理解の促進**

- 被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度が設けられている。そして、消防団協力事業所の増加のためには、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを付与することが必要である。例えば、消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置が長野県及び静岡県で導入されており、さらに、岐阜県でも平成 28 年 4 月から減税措置が実施される予定である。また、入札参加資格や総合評価方式における加点も 19 道県で実施されているところである。こうした取組を導入することについて検討すること。

2 公務員の消防団への加入の促進

- 消防団等充実強化法において、公務員の消防団への加入の促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る特例規定が設けられ、平成 26 年 6 月 11 日付け消防地第 46 号通知により、地方公務員が消防団により加入しやすい環境を作るため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう通知したところである。特に出先機関・支所等の職員の消防団への入団は、地域住民との密着性の観点から非常に望ましい取組であり、こうした取組により、更なる消防団への加入の促進を図ること。

なお、報酬等の取扱いについては、平成 25 年 10 月 9 日付け消防災第 372 号通知を参照されたい。

3 大学等の協力

- 市町村とも連携しながら、大学等に対して、消防団活動に参加する学生等に対して修学上の配慮をすること、消防団活動を積極的に評価すること、大学のキャンパス内における学生消防（分）団を設置すること等について、大学等の自主性に配慮しつつ、具体的な働きかけを行うこと。また、市町村が大学生等の就職活動時において消防団活動を積極的に評価し、その実績を認証する学生消防団活動認証制度について、特に大学等が管内に所在する市町村に導入を促すとともに、事業者に対してその取組を周知し、就職活動において消防団活動が積極的に評価されるよう働きかけを行うこと。

4 広報啓発活動等の充実

- 消防団への加入の促進にあたっては、広く地域における消防団活動に対する理解を促進することが重要であり、住民に向けた幅広い広報啓発活動の更なる取組を行うこと。また、現在、最終答申にもある「消防団応援の店」など様々な取組が行われているが、消防団活動を行うことによる誇りやメリットを実感できる取組についても検討すること。
- 地域防災力の充実強化については、各界各層の理解が必要であり、各種の機会をとらえて、消防団等充実強化法の趣旨を徹底するための広報など幅広いPR活動等に取り組むこと。

【市町村において取り組むべき事項】**1 地域の防災に関する事項****(1) 地域の防災に関する多様な主体の参画**

- 最終答申では、多様な組織や住民等が地域防災力の在り方についての議論に参加し訓練等を行うことで、従来の組織の枠を超えて、その地域ならではの防災に関する役割分担や連携協力、協働がなされることが期待できるとされている。さらに、同答申では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第3項に規定する「地区防災計画」や消防団等充実強化法第7条第2項に規定する「具体的事業計画」の策定は、それぞれの地域の状況に応じた地域防災力の在り方について地域の防災に関わる組織や住民等が参画・議論するための非常に有益な機会となり得るとされている。

これらの計画の策定過程をはじめ地域防災について議論を行う際には、消防団や地域の自主防災活動を担う自主防災組織、女性（婦人）防火クラブなどの多様な主体の参画が進むよう取り組むこと。

また、平成27年4月1日現在、地区防災計画の策定数は約300である。消防団等充実強化法第7条第2項に基づき、これらの地区防災計画を定めた地区について、具体的事業計画の策定に取り組むこと。

(2) 地域の防災に関する住民の理解の促進

- 最終答申では、地域の子どもの対象とした防災に関する学習に計画的に取り組むことも重要であるとし、子どもの発達段階ごとに防災に関する行動の目標とそのためのプログラムを用意するといった成果を上げている事例（東京消防庁の事例）を参考に、取組を実施していくことが望ましいとされている。また、同答申では、防災に関する学習の取組には地域住民や団体の参画が欠かせないとし、消防団、退職消防団員、女性（婦人）防火クラブや自主防災組織などの参画を得ることが必要とされており、こうした地域ぐるみの取組について検討すること。
- 少年消防クラブについては、制度発足当初は火災予防の普及徹底を目的とした活動が実施されていたが、現在では実践的な活動を含む幅広い取組も行われている。

最終答申では、将来の消防団員等の地域防災の担い手を育てる基盤的活動として、少年消防クラブ及び幼年消防クラブの活動の活性化等を通じて、地域防災に対する理解を促進することが重要であるとされている。

少年消防クラブ等の活動の活性化を進めるとともに、消防団による指導、消防団との共同活動などにより、クラブ員の消防団に対する理解の促進に取り組むこと。

なお、消防庁においても少年消防クラブ交流会（全国大会）を開催し、全国のクラブとの交流と技術の向上を図っているところである。

（3）地域における防災分野への女性の参画の推進

- 最終答申では、地域における防災分野への生活者の多様な視点を反映する観点から、女性の防災分野への参画を進めていくことが重要とされている。

消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織やNPOなど防災分野に参画するための多様な選択肢やそれらの多様な取組を広く周知し、消防防災分野全体への女性の参画を進めること。

なお、女性（婦人）防火クラブについては、制度発足当初は家庭から生ずる火災の発生を予防するための予防啓発を目的とした活動が実施されていたが、現在では火災予防のほかにも、地域防災に関する幅広い取組も行われているところであり、女性（婦人）防火クラブの活動の活性化に取り組むこと。

2 消防団に関する事項

（1）被用者の消防団への加入の促進

- 被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度が設けられている。平成27年4月1日現在、11,446の事業所が市町村表示証の交付を受けており、その数は年々増加している。他方、全市町村において消防団協力事業所表示制度が導入される必要があるが、同日現在、1,719市町村のうち563の市町村はいまだに制度を導入していない状況である。これらの市町村においては、早急に同制度の導入を図ること。

また、消防団協力事業所の増加のためには、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを付与することが必要である。例えば、入札参加資格や総合評価方式における加点も144市町村で実施されているところである。こうした取組を導入することについて検討すること。また、市町村の広報の中で、消防団協力事業所となった事業所等を紹介する取組についても検討すること。

- 在勤者の入団について、平成26年11月28日付消防地第153号通知等により、条例上又は運用上在勤者の入団を認めていない市町村に対し、在勤者の入団を認めるよう要請しているところであるが、平成27年9月1日現在、約31%の市町村が入団を認めていない状況である。これらの市町村においては、早急にその入団を認めるよう検討すること。

(2) 公務員の消防団への加入の促進

- 消防団等充実強化法において、公務員の消防団への加入の促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る特例規定が設けられ、平成26年6月11日付け消防地第46号通知により、地方公務員が消防団により加入しやすい環境を作るため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取り扱いがなされるよう通知したところである。自団体の職員の更なる消防団への加入の促進を図ること。

なお、報酬等の取扱いについては、平成25年10月9日付け消防災第372号通知を参照されたい。

(3) 大学生等の消防団への加入の促進

- 消防団に所属する大学生等に対する就職活動支援の一環として、就職活動時において消防団活動が積極的に評価されるよう、平成26年11月28日付け消防地第153号通知において「学生消防団活動認証制度実施要綱（例）」を示し、取組を実施するよう要請しているところである。しかし、平成27年9月1日現在、約500の市町村が、大学等が管内に所在するものの制度を導入する予定がない状況である。これらの市町村においては、早急に同制度の導入を図ること。

また、事業者に対して、この取組を周知し、就職活動において消防団活動が積極的に評価されるよう働きかけを行うこと。

- 消防団員の入団の要件として通学を認めている市町村は、平成27年4月1日現在で約26%にとどまっている状況である。認めていない市町村においては、居住及び勤務に加え、通学も入団の要件として認めるよう検討すること。

(4) 女性の消防団への加入の促進

- 女性消防団員の確保については、平成25年6月28日付け消防災第252号通知等により、その促進を要請してきたところであるが、平成27年4月1日現在で約36%の消防団において、女性消防団員が所属していない状況である。いまだに女性消防団員が所属していない消防団においては、女性消防団員の入団について早急に取り組むとともに、既に女性消防団員が所属している消防団においても、より一層の女性の入団促進等のため積極的に取り組むこと。

- 平成26年3月28日付け消防災第122号通知により、地方公共団体が地方財政措置(国庫補助金・地方債)を活用して地域防災拠点施設や消防団拠点施設を整備するに当たり、標準的に備えることが必要な施設・機能(男女別の更衣室・トイレ等)を示しているところである。これらの事業の実施をはじめとして女性団員が活動しやすくなるための環境整備に取り組むこと。

(5) シニア世代の消防団への加入の促進

- 平成 17 年 1 月 26 日付け消防消第 18 号通知により、入団の要件として年齢を限定しないよう要請したところであるが、消防団員の定年年齢を 40 歳代までに限定するなど、定年年齢が極端に低い市町村もある。高齢化が進展している社会情勢に鑑み、定年年齢の引上げ等について検討すること。また、退職消防職団員については、自主防災組織のリーダー・構成員、少年消防クラブの指導者等としての活動や大規模災害時に限定して活動する機能別分団の創設等、退職消防職団員が活動しやすい環境づくりに取り組むこと。

(6) 機能別団員・機能別分団制度の活用

- 地域住民が参加しやすい環境を作るために、平成 17 年 1 月 26 日付け消防消第 18 号通知により、機能別団員制度（機能別分団制度を含む。）が創設されたところであるが、平成 27 年 4 月 1 日現在、機能別団員は 14,196 名となっている。

最終答申では、消防団にとって基本団員が重要であり、その十分な確保を目指す必要があるとされ、続けて、その一方で大規模災害対応でのマンパワーの確保等のため、機能別団員制度について改めて評価すべきとされている。この答申を踏まえて、地域の実情等に応じて活用について検討すること。

(7) 消防団員の処遇の改善

- 消防団は災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で災害対応に当たることに鑑み、消防団等充実強化法第 13 条において、国及び地方公共団体は、活動の実態に応じた適切な報酬等の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとされている。多くの市町村において、地方交付税単価（年額報酬 36,500 円、1 回当たり出動手当 7,000 円）よりも実際の単価が低い状況であり、特に、年額報酬の低い市町村においては、地方交付税単価を踏まえ、報酬の引上げを行うこと。
- 消防団の適正な活動を図るためには、日頃、団員の健康の維持管理に十分配慮し、事故防止に万全を期する必要がある。そのため、活動時の安全確保はもとより、消防団員に対する健康診断等についても適切に取り組むこと。

(8) 消防団の装備の改善

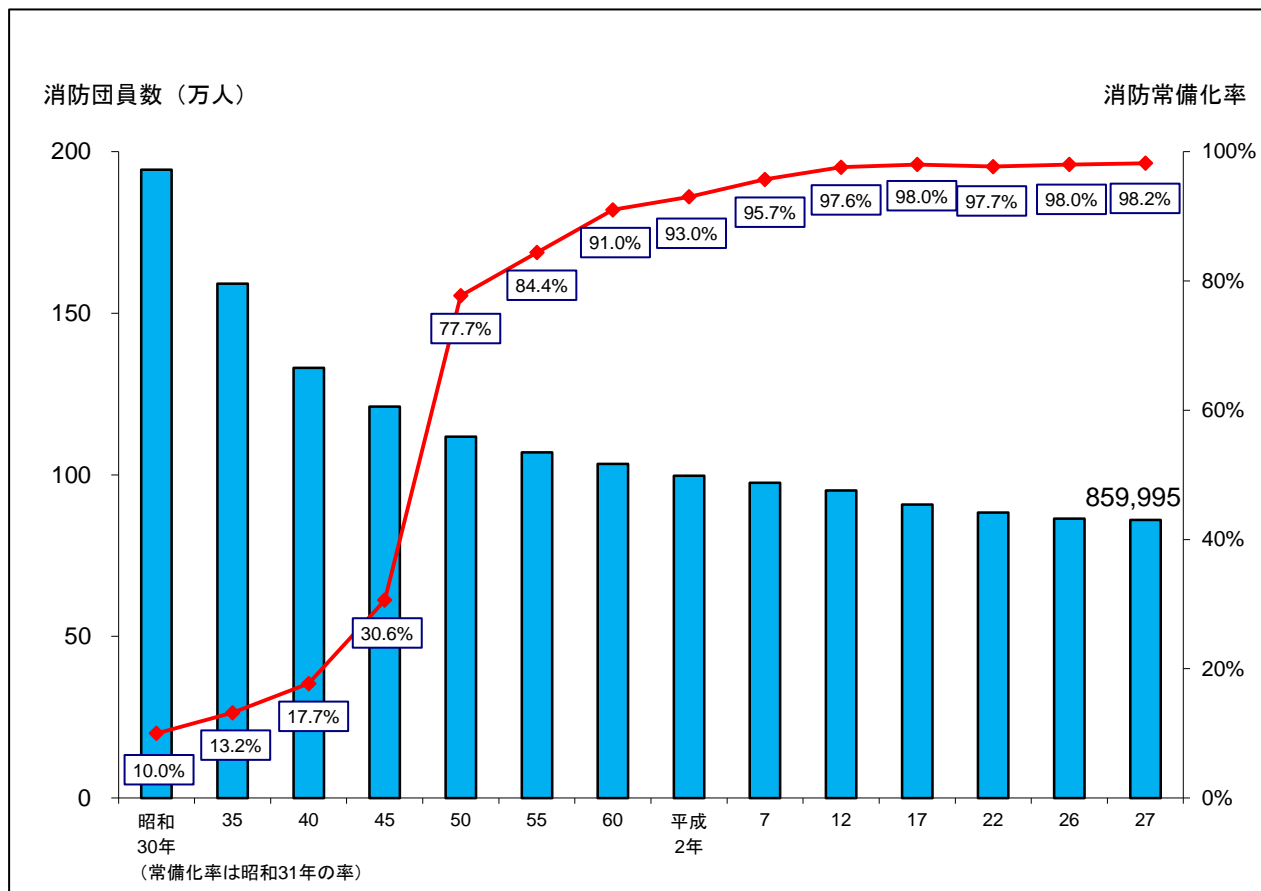
- 各市町村において装備の充実に向けた取組が進められつつあるが、地方交付税措置額に照らしてなお十分でない状況である。消防団の装備が集中的・計画的に配備されるよ

う、消防団の装備の基準の改正（平成 26 年 2 月 7 日）に併せて地方交付税措置が大幅に拡充されたことを踏まえて、平成 28 年度予算においても必要な予算措置を行うこと。

3 広報啓発活動等の充実

- 消防団への加入の促進にあたっては、広く地域における消防団活動に対する理解を促進することが重要であり、住民に向けた幅広い広報啓発活動の更なる取組を行うこと。また、現在、最終答申にもある「消防団応援の店」など様々な取組が行われているが、消防団活動を行うことによる誇りやメリットを実感できる取組についても検討すること。
- 地域防災力の充実強化については、各界各層の理解が必要であり、各種の機会をとらえて、消防団等充実強化法の趣旨を徹底するための広報など幅広い PR 活動等に取り組むこと。

1. 消防団員数の推移

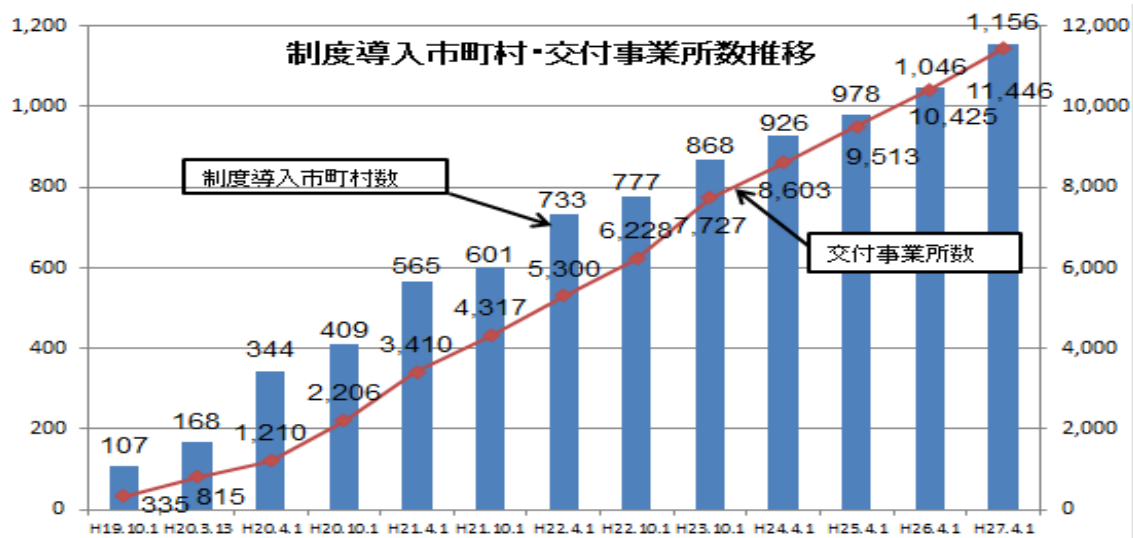


都道府県別消防団員数

都道府県		消防団員数		
		平成27年4月1日現在	平成26年4月1日現在	増減
1	北海道	25,686	25,842	▲ 156
2	青森県	19,248	19,455	▲ 207
3	岩手県	22,202	22,415	▲ 213
4	宮城県	19,906	20,304	▲ 398
5	秋田県	17,320	17,491	▲ 171
6	山形県	25,562	25,590	▲ 28
7	福島県	34,094	34,465	▲ 371
8	茨城県	23,632	23,830	▲ 198
9	栃木県	14,875	14,983	▲ 108
10	群馬県	11,786	11,856	▲ 70
11	埼玉県	14,283	14,276	7
12	千葉県	26,368	26,557	▲ 189
13	東京都	23,315	23,500	▲ 185
14	神奈川県	18,099	17,994	105
15	新潟県	38,121	38,215	▲ 94
16	富山県	9,498	9,537	▲ 39
17	石川県	5,302	5,317	▲ 15
18	福井県	5,797	5,720	77
19	山梨県	15,174	15,127	47
20	長野県	35,311	35,370	▲ 59
21	岐阜県	20,770	20,649	121
22	静岡県	20,416	20,561	▲ 145
23	愛知県	23,189	23,430	▲ 241
24	三重県	13,847	13,900	▲ 53
25	滋賀県	9,188	9,178	10
26	京都府	17,838	17,941	▲ 103
27	大阪府	10,476	10,482	▲ 6
28	兵庫県	43,039	43,647	▲ 608
29	奈良県	8,566	8,534	32
30	和歌山県	11,872	11,878	▲ 6
31	鳥取県	5,127	5,136	▲ 9
32	島根県	12,222	12,409	▲ 187
33	岡山県	28,610	28,725	▲ 115
34	広島県	22,229	22,275	▲ 46
35	山口県	13,322	13,365	▲ 43
36	徳島県	10,880	10,975	▲ 95
37	香川県	7,722	7,660	62
38	愛媛県	20,451	20,543	▲ 92
39	高知県	8,256	8,214	42
40	福岡県	25,150	25,015	135
41	佐賀県	19,283	19,367	▲ 84
42	長崎県	20,053	20,201	▲ 148
43	熊本県	34,372	34,576	▲ 204
44	大分県	15,525	15,672	▲ 147
45	宮崎県	14,829	15,008	▲ 179
46	鹿児島県	15,475	15,488	▲ 13
47	沖縄県	1,709	1,674	35
合計		859,995	864,347	▲ 4,352

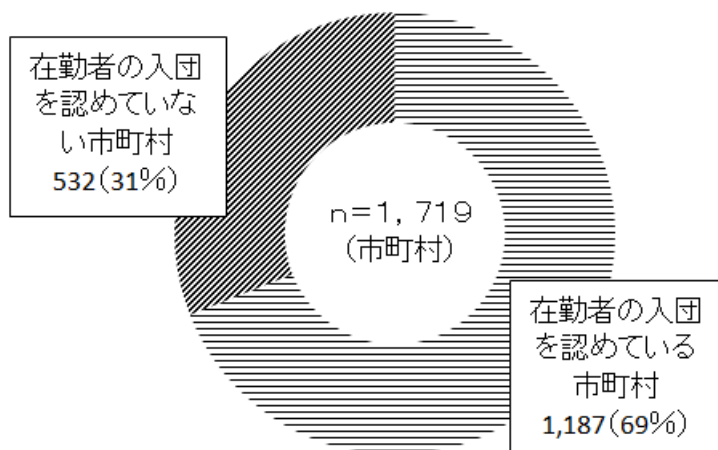
2. 消防団協力事業所表示制度

調査対象：1,719市町村



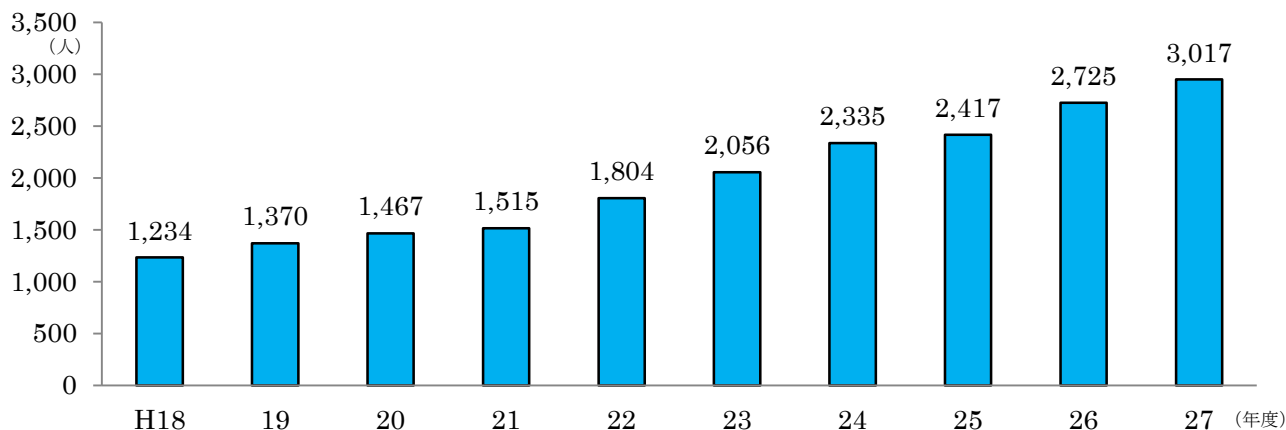
※東京都特別区は1団体として計上

3. 在勤者の入団を認めている市町村の割合（平成27年9月1日現在）

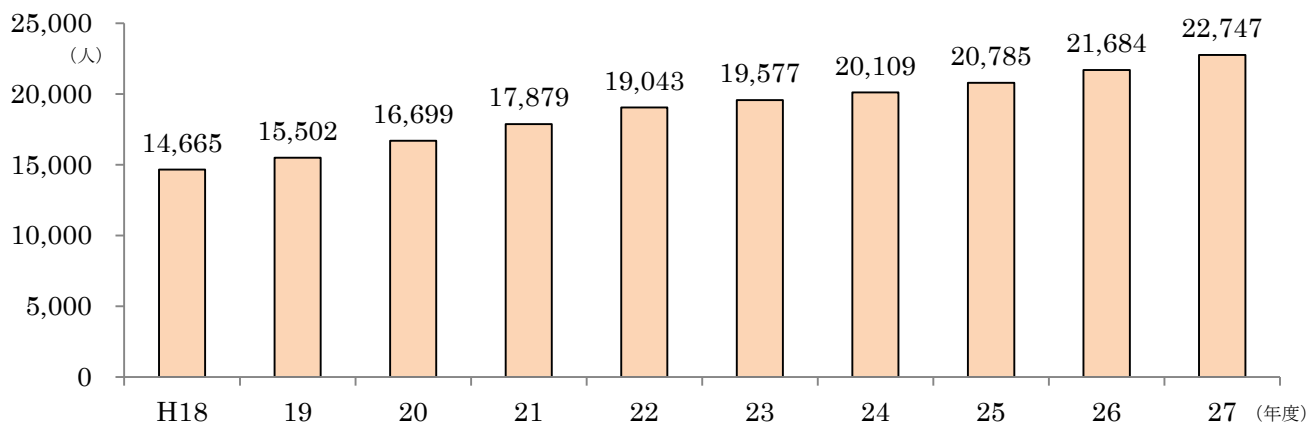


※東京都特別区は1団体として計上

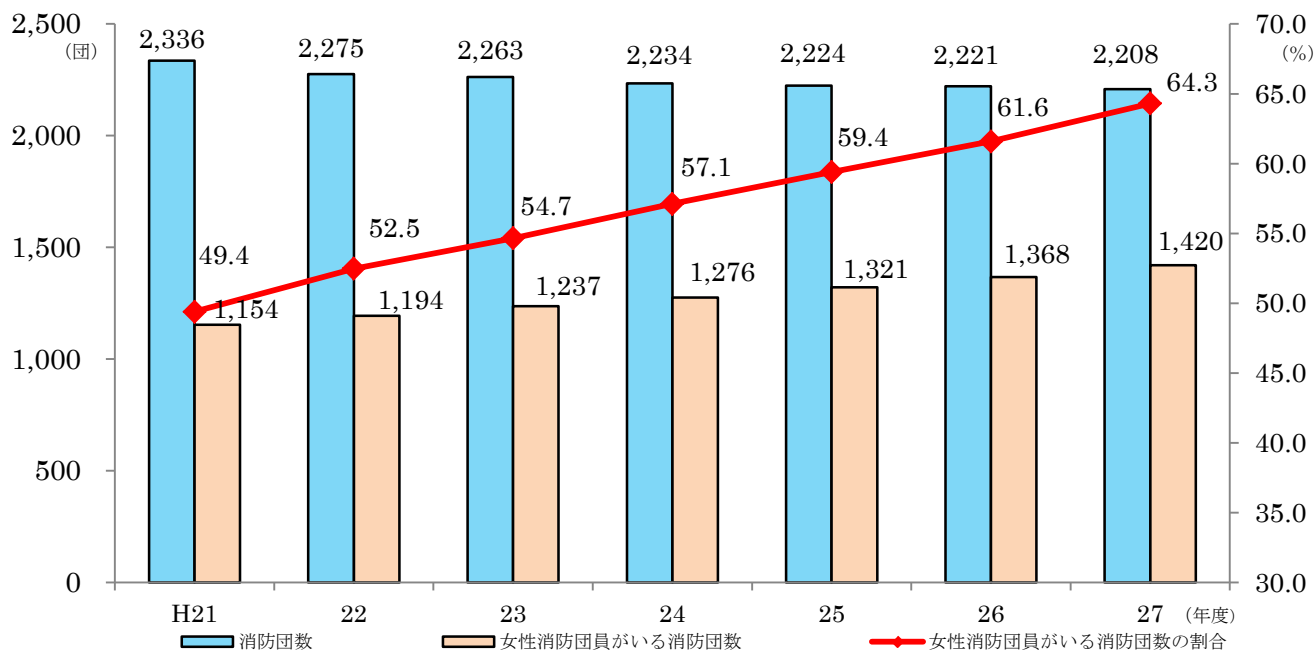
4. 学生団員数の推移



5. 女性消防団員数の推移



6. 女性消防団員がいる消防団数等の推移



7. 消防団装備の全国配備数

救助用半長靴	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) 全部の消防団員数
	202,261	144,079	
救命胴衣	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) 全部の消防団員数
	161,133	116,105	
防火衣	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) ポンプを操作する消防団員及び部長以上の消防団員数
	377,705	377,616	
防火帽	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) ポンプを操作する消防団員及び部長以上の消防団員数
	530,688	534,409	
防火靴	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) ポンプを操作する消防団員及び部長以上の消防団員数
	360,612	371,874	
携帯用無線機	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) 班長以上の消防団員数
	48,765	48,261	
特定小電力無線機	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) 団員及び班長の階級にある消防団員数
	46,772	30,437	
無線受令機	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) 分団に複数
	33,370	36,419	
チェーンソー	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) 分団に複数
	7,987	6,167	
警戒用ロープ	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) 分団に複数
	20,880	19,807	
拡声器	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) 分団に複数
	24,867	22,380	
投光器	H27配備数	H26配備数	(必要配備数) 分団に複数
	25,698	20,311	